

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める物質がまだ未定であるのに政令を改正するのは、時期尚早ではないか。	厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において定める PFOA 関連物質については、今後審議会の意見を聴取した上で、政令の施行に併せ、令和 6 年冬以降に施行する予定です。 なお、令和 5 年 12 月 15 日の 3 省合同審議会資料 1 別添 3 において、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において指定する PFOA 関連物質の候補物質一覧（案）を示しています。 令和 5 年 12 月 15 日 3 省合同審議会資料 1 別添 3 https:// www.meti.go.jp shingikai/kagakubusshitsu/shinsa_pdf_233_01_00.pdf
2	飲料水の基準値が高過ぎると思うので、もっとアメリカなど他国の基準値も考慮して、将来的に健康被害が出ないように再検討していただき、将来的に子供達が安心して飲める水道水の提供を国にしていきたい。	頂いたご意見は、今回の措置内容に関するものではありませんが、今後の参考にさせていただきます。
3	政府は水源の安全を守るべき。 いつまで利益の為に環境破壊を繰り返すのか。 化学物質の汚染による人体、動物、食品、植物などへの影響を全く考えず、ただアメリカ、金融資本家達、世界富裕層達の言いなりになるのを見直していただきたい。 ここは日本という土地で、日本人が声をあげなければこの国や民族は消滅を迎えてしまう。 在日朝鮮人の政府方の愚策には呆れる。 ただただアメリカから台本を渡されたストーリーを読むだけの政治家は不要。	頂いたご意見は、今回の措置内容に関するものではありませんが、今後の参考にさせていただきます。

	私はこの国に明るい未来が訪れる事を信じ、おかしい事には看護も声をあげていく！	
4	当該法令によって規制される PFOA とその塩の濃度を「25 ppb (w/w) (0.0000025%) を超える濃度」に限定する、PFOA 関連物質またはその組み合わせの濃度を「1000 ppb (w/w) (0.0001%)」に限定するなど、第一種化学物質の指定の際に制限濃度を設定していただけないか。	化審法では、第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として含まれる場合であって、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減している (BAT : Best Available Technology/ Techniques) 等と認められる場合は、当該副生成物は第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。 なお、PFOA とその塩の制限濃度等については、ストックホルム条約での検討においても結論が得られていないと認識しています。 副生した PFOA の異性体又はその塩及び PFOA 関連物質を含有する化学物質の製造・輸入に係る BAT 報告について、これらを第一種特定化学物質に指定する政令案の公布、施行前である令和 6 年 2 月 16 日付けで事前相談を受け付ける旨のお知らせを行っておりますので、必要に応じ、ご相談いただければ幸いです。 PFOA の異性体又はその塩及び PFOA 関連物質に関する BAT 報告書の事前相談について https:// www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/240216_pfoa_oshirase_rev3.pdf